

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育ワーキンググループ(第1回)」及び「こども家庭審議会幼児期までの子どもの育ち部会保育専門委員会(第1回)」が合同開催される(文部科学省・こども家庭庁 合同開催)1

- ◆ 「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育ワーキンググループ(第1回)」及び「こども家庭審議会幼児期までの子どもの育ち部会保育専門委員会(第1回)」が合同開催される(文部科学省・こども家庭庁 合同開催)

10月22日、文部科学省・こども家庭庁による、「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育ワーキンググループ(以下、幼児教育WG)(第1回)」及び「こども家庭審議会幼児期までの子どもの育ち部会保育専門委員会(以下、保育専門委員会)(第1回)」が合同開催されました。

幼児教育WG・保育専門委員会の合同開催は、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の一層の整合性および小学校学習指導要領等との連続性を図ることを目的に実施するもので、「1.遊びの中での直接的・具体的な体験の一層の充実に向けた、指導と評価の改善・充実の在り方」「2.育みたい資質・能力の在り方・示し方」「3.子育て支援の充実、地域の体制づくりの推進」を共通事項として検討しています。

なお、保育専門委員会では、保育所保育および幼保連携型認定こども園における保育に関する審議を、幼児教育WGでは、幼稚園および幼保連携型認定こども園における教育に関する審議を、それぞれ所掌するとされています。

開会にあたり、保育専門委員会の委員長である、学習院大学教授の秋田喜代美氏からは「文部科学省とこども家庭庁による初めての合同開催であり、大変画期的な第一歩を踏み出したと考えている」「法令上は三要領・指針は別であるが、両委員の心を真にひとつにし、

学習指導要領の方向とつなぎながら子どもたちを育むような要領・指針の改訂となるようにしていきたい」とあいさつがされました。

初回の幼児教育 WG・保育専門委員会では、委員からの挨拶のほか、今後の三要領・指針改訂に向けた団体ヒアリングが行われ、全保協からは伊藤唯道副会長が出席しました。

伊藤副会長からは、本会の団体概要を説明後、「はじめの 100 か月の育ちビジョンでは、『子どもの誕生前から幼児期まで』は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であり、年齢や学年の事情で引かれた線が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないように改善を図っていく必要があると記載されている一方、要領や指針にはまだ相違がある点があり、切れ目ができてしまっていると感じている」「いずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう、またすべての子ども・子育て家庭を同じ理念のもとで支えるためにも切れ目が生じないよう、要領・指針を一本化することを要望する」「子どもの育ちには安心と挑戦の循環が必要であり、その安心を支えているのは、保育実践の場でいえば養護の働きであると考えている。要領・指針の見直しにあたっては養護の働きをベースに教育を展開していくように検討いただきたい」「保護者や保育士・保育教諭等がともに子どもの見通すことができるよう、育ちの過程がみえるようにすることが必要」等と発言しました。

提出した意見書は以下のとおりです。

令和 7 年 10 月 22 日

指針・要領改訂に向けた意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 奥村 尚三

全国保育協議会は、公立・私立を問わず保育所・認定こども園を会員とする組織です。全国の認可保育所の約 7 割、認定こども園（保育所型・幼保連携型）の約 6 割は本会の会員施設になります。また、本会のもとには、保育士・保育教諭等の全国組織である全国保育士会があり、約 18 万人の保育士・保育教諭等が会員として、子どもたちの育ちを日々、支えています。

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改訂にあたり、以下のとおり意見を提出いたします。

1. 「こどもまんなか」の理念に基づいた見直しを図ってください

- こども基本法が制定されてからのはじめての指針・要領の改訂に際し、「こどもまんなか」の理念に基づいて見直してください。「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（以下、はじめの 100 か月の育ちビジョン）」には、「『子どもの誕生前から幼児期まで』は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も

重要な時期である」「『こどもまんなか』の発想に立ち返れば、年齢や学年の事情で引かれた線が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないよう、環境（社会）の不断の改善を図っていく必要がある」と記載されています。

- 保育所型認定こども園は保育所保育指針に、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも2、3号認定子ども、1号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。乳幼児がいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう、またすべての子ども・子育て家庭を同じ理念のもとに支えるためにも、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」を一本化することを要望します。

2. 子どもの育ちには養護と教育の視点が必要です

- 「はじめの100か月の育ちビジョン」には、「『子どもの誕生前から幼児期までの育ち』の最たる特徴は、『アタッチメント（愛着）』の形成と豊かな『遊びと体験』が重要」「乳幼児期からウェルビーイングを高めていく上では、（略）『アタッチメント（愛着）』を基盤として、人や環境との出会いの中で、豊かな『遊びと体験』を通して外の世界へ挑戦していくことが欠かせない要素である」という記載があります。
- 子どもの育ちには養護と教育の視点が必要であり、子ども一人ひとりに寄り添って、その発達段階に応じた養護と教育の提供が必要です。保育はこれまで『アタッチメント（愛着）』を基盤として、人や環境との出会いの中で、豊かな『遊びと体験』を提供し、「養護と教育の一体的提供」を行っていますが、指針・要領等の見直しにあたっても、養護と教育の視点で検討することが重要です。

3. 子どもの育ちをともに見通せる視点を盛り込んでください

- 近年、自らの子どもを出産するまで子どもと関わったことのない保護者や、コロナ禍のなか実習経験の少ない保育士・保育教諭等が増えています。現行の保育所保育指針は「乳児保育」「1歳以上3歳未満児の保育」「3歳以上児の保育」に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「乳児期の園児の保育」「満1歳以上満3歳未満の園児の保育」「満3歳以上の園児の教育及び保育」として、子どもの育ちの基本的な事項を記載していますが、こうした保護者や保育士・保育教諭等が子どもの育ちを見通すことができるよう、育ちの過程をより見えるようにすることが必要です。
- また、保護者の働き方によっては、長時間保育、週6日登園してくる子どももいるのが現実です。保護者と保育士・保育教諭等がともに子どもの育ちを喜び合うことができるように、子育て家庭との連携を重視する文言を強化するとともに、保育所等の開所時間のあり方を検討することも必要です。

4. 子どもの権利擁護の視点の強化が必要です

- 改正児童福祉法に基づき、子どもの権利擁護の視点を強化する必要があります。子どもの主体性を育むためにも、子どもの声を聞くことの重要性や子どもの意見表明を支える視点などを記載することが必要です。

5. 質の向上に向けた組織的な取り組みをより明記してください

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。施設長がその責任を果たすために必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることが必要です。
- 「職場における研修」において、「日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要」と記載されていますが、何をどのように学ぶのか、記載することが必要です。

6. 指針・要領等のねらいを達成するために、環境の整備を図ってください

- 子どもたちにしっかりと向き合い、指針・要領等のねらいを達成するためには、配置基準の改善は急務です。1歳児については加算措置が示されましたが、質の高い保育の実施を目的とした職員配置基準改善としては、加算要件を課すことは本来の主旨に則さないため、さらなる改善が必要です。
- 応答的なかかわりが重要となる2歳児の配置基準についても、あわせて検討することが必要です。さらに、「アタッチメント（愛着）」を基盤とする視点および、多発する災害から子どもたちを守る視点から、0歳児の配置基準についても、検討することが必要です。
- また、近年子どもの発達の個人の差も大きく、個別に対応する必要性が増しています。アレルギー等も含め、配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。看護師や栄養士、調理員、事務員等も含めて、配置のあり方について精査し、指針・要領等のねらいを達成できるよう、環境の整備を図れるよう、指針・要領等の見直しにあわせて検討するよう要望します。

なお、保育専門委員会には、あけぼの愛育保育園園長の立場で、全国保育士会の北野久美会長が委員として参画しており、「量より質が問われている今、学び続ける専門職として、指針にもあるように子どもにとって最もふさわしい生活の場であるのかということを日々振り返りながら、倫理綱領を踏まえて実践している」「現行の指針・要領改訂後に、コロナ禍や無償化等の制度の動きなど、社会的状況が大きく変容する中で、子どもおよび子育て世代が戸惑いや悩みを抱えていることを現場では実感している」「こども家庭庁の発足後の初めての改訂にあたり、子どもまんなかの乳幼児教育・保育の実現のために、合同会議の開催は指針・要領として、子どもの育ちを大きくとらえられるのではないか、一本化にすすんでいくのではないかと、改めて期待しているところ」「子どもの代弁者のみではなく、保育者のウェルビーイングも併せて考えていく、保育を展開している現場としての発信を

していきたい」とあいさつされました。

最後に、こども家庭庁中村成育局長より、「合同の審議会が開催されることは画期的であり、同じ年代の子どもたちを扱う指針等をどうしていくのか、どのように共通の言語化を図っていくのかが大切になってくると思う」との発言をもって閉会となりました。

幼児教育 WG・保育専門委員会は、令和 8 年度夏頃に合同開催における議論の取りまとめが行われる予定です。

資料や詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください（幼児教育 WG・保育専門委員会の動画も公開されています）。

【保育専門委員会（第 1 回）】

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/hoiku_senmon/01

こども家庭庁ホーム > 会議等 > こども家庭審議会 > 保育専門委員会 > 保育専門委員会（第 1 回）